

令和5年3月22日

保護者様

浦安市市民経済部市民安全課長

小中学生自転車乗車用ヘルメット購入支援事業について

早春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の交通安全活動に関しまして、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月1日より、改正道路交通法が施行され、年齢問わず自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となります。

このため市内小中学生が、自転車乗車用ヘルメットを購入する際の費用の一部を市が負担する事業の実施を予定しておりますのでお知らせします。詳細は決定次第助成券付案内状にてご案内します。

記

- 1 事業開始 令和5年7月中を予定
- 2 助成額 1人2,000円
- 3 対象者 市内に住所を有する小中学校の児童・生徒及び市内小中学校に在籍する児童生徒
- 4 販売店舗 市内販売店を選定中
- 5 購入方法 助成券付案内状を在籍している小中学校に配付します。助成券に必要な事項を記入し、販売協力店にお越しいただければ、その場で2,000円を差し引いて購入できます。
- 6 その他
 - (1) 事務手続き上、本事業は令和5年7月1日から運用を開始する予定ですが、令和5年4月以降に、市内販売店（現在選定中の販売店に限らず）で購入された方は、領収書等を保管していただき、運用が開始後（7月以降を予定）に浦安市役所市民安全課窓口までお越しいただき、手続きをお願いしたいと思います。
※令和5年3月以前に購入した方は本事業の対象外となります。
 - (2) 補助対象ヘルメットは、SGマーク・JCFマーク・CEマーク・GSマーク・CPSマークなど安全性の認証を得られた物に限らせていただきます。
 - (3) 不明点につきましては、浦安市役所市民安全課（047-712-6590）まで、お問い合わせ下さい。